

地方のデジタルコンテンツ産業戦略

地方でデジタルコンテンツ産業振興への取り組みが活発化している。東京からコンテンツ関連企業を誘致し、あるいはベンチャー企業の育成・集積を図って地域の新産業を育てていく戦略だ。コンテンツ産業においても「東京への挑戦」が始まっている。

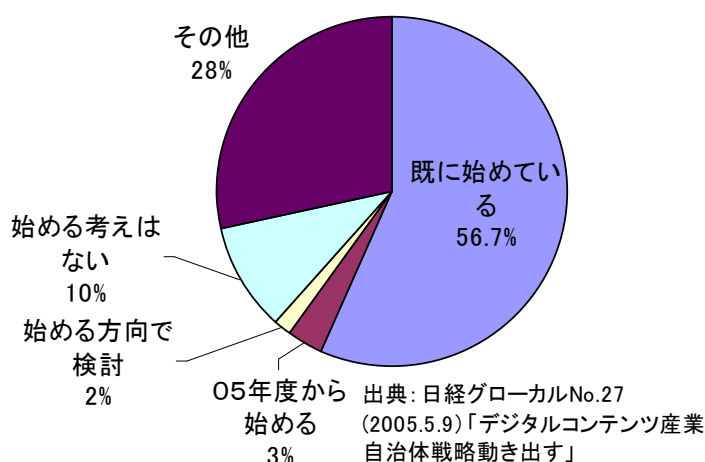
1 都道府県・政令都市の取り組み状況 ～6割の自治体が取り組みを開始～

日本経済新聞社が平成17年4月に全国の都道府県・政令指定都市を対象に行ったデジタル・コンテンツ産業振興に関するアンケート調査によると、約57%の自治体（25都道府県・9政令都市）が既にデジタルコンテンツ産業の振興策に取り組んでいる。先行している大阪市、札幌市、福岡市などで一定の集積が進んでいるほか、これまでデジタルコンテンツ産業の集積がない自治体からの「参戦」も見られる。

静岡市では17年4月に政令市に移行するにあたり、政令市にふさわしい新産業としてコンテンツ産業を選定、4月に「しず

おかコンテンツバレー推進コンソーシアム」を立ち上げた。愛知県は「次世代産業クラスター創生事業」をスタートさせ、「健康長寿」「新エネルギー」「デジタルコンテンツ」

自治体のデジタルコンテンツ産業振興に対する取り組み



デジタルコンテンツとは

デジタルコンテンツとは、コンピュータなどのデジタル機器で再生、活用できるように表現された静止画像、動画、文章、音楽などの情報をさす。具体的には、アニメ、ゲーム、デジタル配信の音楽、携帯電話用の動画、着メロなどであり、インターネット、地上波デジタル放送、携帯電話等の普及拡大に伴い、そこで流通させる膨大なコンテンツが必要になり、今後急速に需要が高まると考えられている。経済産業省によると2003年のデジタルコンテンツ市場は約2.1兆円で、2010年にはこれが6.3兆円まで拡大すると予想されている。

デジタルコンテンツはアニメ、ゲームなどのエ

ンターテインメント作品だけでなく、IT化の進展に伴い、教育、医療、福祉など生活のあらゆる分野で必要となる。例えば、学校教育では「ひまわりの発芽」「跳び箱の飛び方」などを映像で解説する教育コンテンツが、インターネットを介してオンデマンドで視聴され授業に活用されるようになる。地方のデジタルコンテンツ業界には、こうした実用コンテンツの需要が生じると見られている。また、デジタルコンテンツは制作、流通、配信の全ての過程をネットを介して行うことができ、どこでもつくれ、どこでも販売できることから、地方の新産業として成長が期待されている。

の3クラスターに取り組むとしている。また、佐賀県は平成15年に就任した古川知事が公約にしていた「アジアのハリウッド構想」を提唱、独自の路線でコンテンツ産業振興に取り組む。横浜市は映像コンテンツ産業等を市内に集積させ映像制作・発信・交流拠点の形成を図る「映像文化都市づくり」を進めており、現在、識者による「映像文化都市懇話会」で検討を進めている。17年度には関内や山下地区などにアニメやCG等の映像コンテンツ制作会社を呼び込む助成制度を開始している。

2 主な取り組み事例

静岡県 しずおかコンテンツバレー構想

静岡市の情報産業事業者で構成する「静岡情報産業協会」（会長：松井純・静岡放送社長）は、16年12月に「しずおかコンテンツバレー構想」を発表し、政令市となった静岡市の新産業としてコンテンツ産業の集積を進める構想を静岡県知事及び静岡市長に提言した。同提言では、携帯端末の普及や地上波デジタル放送の本格化によりコンテンツ不足が予想され、「ローカルコンテンツの制作力強化を仕掛ける絶好の機会だ」としている。

17年4月にはその推進主体となる「しずおかコンテンツバレー構想コンソーシアム」（会長：大坪壇・静岡産業大学学長）を設立、今秋には国際コンテンツビジネスフェアを開催する予定だ。同構想は民間主導でいきたいとしているが、静岡市は17年3月策定の「静岡市産業振興プラン」でコンテンツバレー構想の推進を掲げており、コンテンツ産業の支援を検討することとしている。

<しずおかコンテンツバレー構想>

- ①構想推進主体の組織化
- ②クリエイター支援センターの開設
- ③コンテンツ・プロデューサー養成アカデミーの創設
- ④しずおかコンテンツグランプリの開催
- ⑤国際コンテンツビジネスフェアの開催
- ⑥コンテンツビジネス特区の申請
- ⑦コンテンツ先進国との連携
- ⑧著名なクリエイターの誘致
- ⑨クリエイター・データベースの作成
- ⑩Webサイトの開設
- ⑪おしゃれな公園都市の創造

出典：静岡情報産業協会「しずおかコンテンツバレー構想提言書」平成16年12月8日

埼玉県 さいたま新産業拠点「SKIPシティ」

埼玉県は17年3月「埼玉県知的財産戦略」を策定、「新産業拠点SKIPシティ」（川口市）や「早稲田リサーチパーク」（本庄市）に映像関連企業・施設が集積している優位性を活かし、映像コンテンツ産業の振興を重点施策として進めるとしている。

さいたま新産業拠点「SKIPシティ」は、県内中小企業の振興と、映像関連産業を核とした次世代産業の導入・集積を図ること等を目的として埼玉県の「彩の国5ヵ年計画21」（14年2月）で計画化され、15年2月にA街区がオープンした。同街区には、デジタルシネマ等の次世代映像関連産業の集積拠点である「彩の国ビジュアルプラザ」、世界屈指の映像資産をもつ「NHKアーカイブス」、映像関連人材の育成を担う「早稲田大学川口芸術学校」、「NTTコミュニケーションズIPソリューションセンター」などの諸施設が立地する。



SKIPシティ・彩の国ビジュアルプラザ(川口市)

彩の国ビジュアルプラザには、映像制作を楽しく体験しながら学べる「映像ミュージアム」や、埼玉県が保有する貴重な静止画や映像をオンデマンドで視聴できる「映像公開ライブラリー」が設けられているほか、映像関連のベンチャー企業やデジタルシネマ制作者を支援するインキュベーション施設や、デジタルハイビジョン撮影が可能なHDスタジオなど、映像クリエイターにとって機能的な設備が整備されている。インキュベーション施設には18室のレンタルオフィスとハイエンドな機器を備えた映像制作支援室を整備しており、英会話のNOVAのCM「NOVAうさぎ」を制作した(株)白組、「バック・トゥ・ザ・フューチャー」等の劇場映画の予告編を制作、国内トップシェアをもつ(株)バカ・ザ・バックなどが入居している。1㎡1,895円という家賃、都内の4分の1～5分の1という機器の貸出価格が好感され、入居企業の定着率もいいという。

また、インターナショナルなデジタルシネマの制作拠点をめざすSKIPシティでは、16年から「SKIPシティ国際Dシネマ映画祭」を開催、16年には599本、17年には458本の応募があり、世界のクリエイターや映像関係者の注目を集めている。

「埼玉県知的財産戦略」では、今後、短期集中的に映像コンテンツ産業の振興施策を実施するとしており、全庁的な推進体制を整備するほか、県内の映像コンテンツ産業関連団体の協議会の立ち上げにより全県的な連携強化を促進する。また、3～5年でインキュベーション施設から退去する関連企業が引き続きSKIPシティ周辺で事業展開できるような環境づくりを進める。



フルデジタル対応 HD リニア編集室



デジタルハイビジョン編集対応のフルデジタル HD スタジオ

札幌市 札幌市デジタル創造プラザ（インタークロス・クリエイティブ・センター：ICC）

1990年代に北大出身の技術者らによるITベンチャーが集積し「サッポロバレー」と呼ばれた札幌市。「ハドソン」「BUG」などのIT企業を生み、一時は企業数三百社、年間売り上げ二千億円まで成長した。その後、ITバブル崩壊に伴い札幌のITビジネスは熱気を失ったといわれたが、近年、札幌市はIT企業の集積をいかしコンテンツ産業の振興に取り組んでおり、17年3月には英国の映像制作会社3社の札幌進出が決まるなど、デジタルコンテンツ産業の集積が進んでいる。

12年度に策定した「第4次札幌市長期総合計画」で、札幌市は地域資源を活かした産業振興策として「デジタルコンテンツ産業の創出・育成」を掲げ、「デジタルコンテンツ産業振興事業」を実施している。昨年11月には韓国の映像・ゲーム産業支援組織であるヌリ事業団と人材交流を計画、今年1月には海外の映像関連デザイナーを招いてクリエイター向けの講座を開催したほか、英国などのゲーム、デザイン関連企業との人材交流事業も始めた。さらに、今年5月には映像やゲームなどを開発するコンテンツ企業向けに新たな基金を創設、上限5千万円の融資でコンテンツ産業を資金面で支援する。

こうしたデジタルコンテンツ産業振興の拠点が「札幌デジタル創造プラザ」、通称インタークロス・クリエイティブ・センター（ICC）である。ICCは12年8月まで札幌

市教育研究所としていたものを改装して13年4月にオープン。デザインとITの統合をコンセプトに、様々な業種のベンチャーやクリエイターの交流から新しいコンテンツの創造をめざしている。札幌に進出する前掲の英国系映像制作会社「ロストインスペース」も、地元の映像制作企業4社と業務提携しICCに拠点を構える。

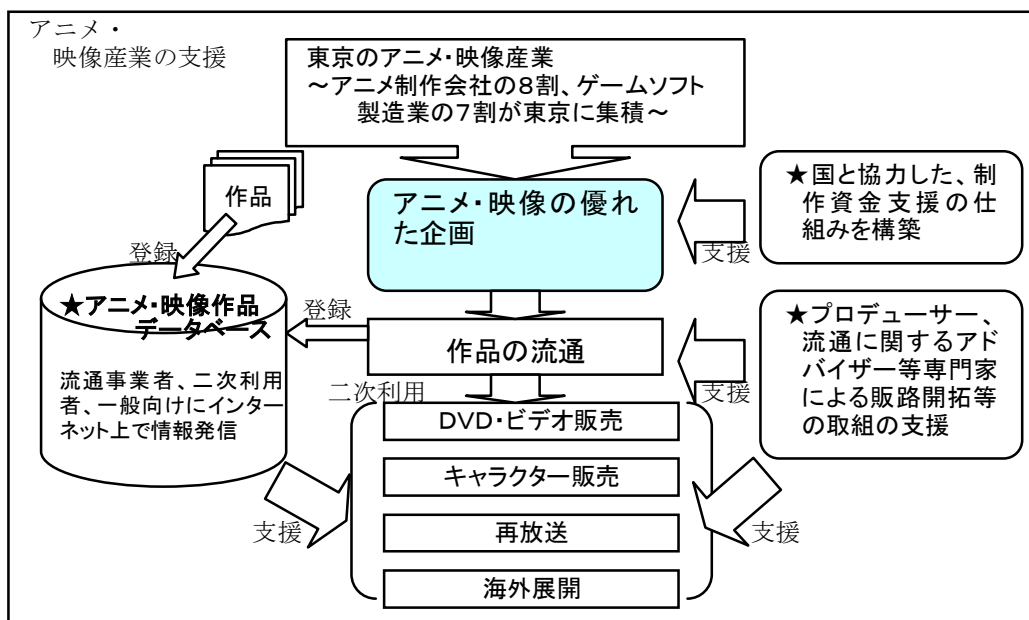


札幌デジタル創造プラザICC
(インタークロス・クリエイティブ・センター)

ICCは財団法人さっぽろ産業振興財団が札幌市の補助を受けて運営しており、インキュベーション施設やクリエイターが制作機器をレンタルできるデジタル工房、音楽スタジオ、ホールなどが備わっている。インキュベーションルームは1㎡1,500円の賃料で31室あり、現在24のベンチャー企業やクリエイターが入居、チーフ・コーディネーター（久保俊哉氏）をおき、入居企業間の交流や作品のプロデュースに取り組んでいる。

【東京都のコンテンツ産業振興策】

東京には映画・ビデオ制作業、デザイン業、ソフトウェア業などのコンテンツ関連産業が集積し、特にアニメ制作会社では8割が東京に集中しており圧倒的な集積を誇っている。東京都ではアニメ産業を、「国際競争力のある東京の新天地産業」ととらえ振興を図っていくこととし、平成13年から「東京国際アニメフェア」を開催、平成17年度には重点施策として①「アニメ・映像作品データベース」の構築(8百万円)や、②アニメ・映像産業への金融支援(1億円)、③販路開拓に対する支援のしくみの構築などを進めることとしている(下図)。また、首都大学東京では18年4月に、産業系デザイン分野とメディアアート分野を融合した高付加価値製品の開発や、次世代に不可欠なデザイン、アート技法を教授する「インダストリアルアートコース」を設置する予定だが、このなかで映像、音響、コンピュータといった様々なメディアを通してクリエイティブな活動に従事する専門家を育成することとしている。



【参考図書】日経グローバル No. 27 (2005. 5. 9) 「デジタルコンテンツ産業自治体戦略動き出す」
長谷川文雄・水鳥川和夫「コンテンツ・ビジネスが地域を変える」2005年4月20日NTT出版(株)

環境に優しい

バイオエタノール

小泉首相は、5月26日のルラ・ブラジル大統領との会談で、ブラジルからのバイオエタノールの輸入を拡大していくと表明。京都議定書発効に伴い、CO₂削減義務履行に有効なバイオエタノールが注目されている。

1 バイオエタノールとは

サトウキビやトウモロコシ、木材等の植物性資源等を原料として、発酵・蒸留して製造されるエタノールであり、ガソリンの代替燃料として実用化が進められている。

現状では、ガソリンとの混合使用が考えられており、混合比率により、E3（バイオエタノール3%）、E10（同10%）、E25（同25%）等と呼ばれ、国内では、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」で、E3まではその使用が許容されている。

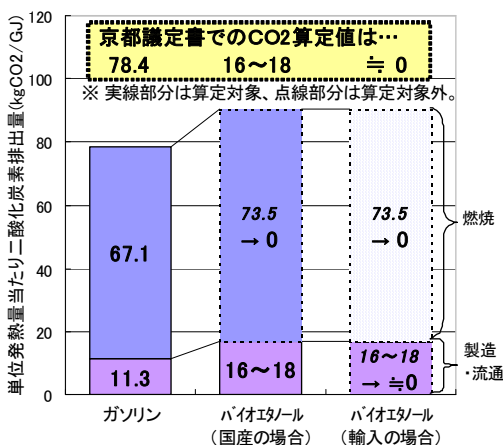
(1) 環境に優しい特性

バイオエタノールは、「カーボンニュートラル」という特性を有している。バイオエタノールを自動車用燃料として燃焼させるとCO₂（二酸化炭素）が発生するが、発生したCO₂は植物が光合成により大気中から吸収したものであるため、大気中のCO₂を増加させない。また、植物性資源を原料としているため、比較的短期間で再生が可能であり、枯渇の心配のない燃料でもある。

(図1) カーボンニュートラル概念図



(図2) CO₂の排出削減は劇的!?



(総合資源エネルギー調査会 石油分科会 石油部会 燃料政策小委員会「第二次中間報告骨子(案)」より作成)

(2) 京都議定書との関係

本年2月の京都議定書発効に伴い、わが国はCO₂等の温室効果ガスの6%削減を求められており、「京都議定書目標達成計画」では、輸送用燃料として、バイオエタノールを含むバイオマス燃料を50万キロリットル利用することが目標とされている。

バイオエタノールは、「カーボンニュートラル」の特性から京都議定書上、①燃焼段階ではCO₂排出がゼロ、②製造段階でのCO₂排出も輸入の場合はゼロとカウントされることから、日本でのCO₂排出量が大幅に削減されることとなり、ガソリン利用と比較して大変有利となる。

2 導入の状況

(1) 海外の状況

米国やブラジル等のバイオマス燃料先進国では、1970年代の石油危機を契機にバイオエタノールの導入が進んだ。国内自給を高めるため、自国の作物（トウモロコシ、サトウキビ）を原料としてエタノールを製造、ガソリンと混合して利用している。米国ではE10、ブラジルではE25が一般車両向け燃料として供給されている。

(表1) エタノール混合ガソリンの導入状況

～5%	～10%		10%～
EU	米国	ペルー	ブラジル
インド	カナダ	コロンビア	米国
日本	中国	パラグアイ	カナダ
ポーランド	タイ	オーストラリア	スウェーデン
	南アフリカ	メキシコ	

※ 斜体は検討段階。下線は専用車等による利用。

(再生可能燃料利用推進会議「バイオエタノール混合ガソリン等の利用拡大について(第一次報告)」より作成)

さらに、ブラジルでは、E25とバイオエタノール100%の「アルコール」のどちらでも燃料とすることのできる「併用車」が開発され、市販も開始されている。「アルコール」はE25の半値であることから人気となっており、併用車がE25燃料車に比べて5～20万円程割高であるにもかかわらず売れ行きが好調で、今年4月には新車販売の約4割が併用車となっている。2年以内にはその割合が10割に迫ると予測されている。

(2) 国内の状況

北海道開発局は、この7月から来年2月まで、十勝地方で、北海道産のトウモロコシ等を原料として製造したE3を燃料として使用する自動車8台を、公道で走行させる試験を始める。これは、国産の植物性資源を原料として製造したバイオエタノールを燃料として使用した公道走行試験としては、国内初となる。また、これに先立ち、燃料として使用するバイオエタノールの実用化に向けて、原料となるデントコーン、ビート等のエネルギー作物を低コストで栽培する試験を平成15年度から実施している。

(表2) 各地で行われているバイオエタノールに係る取組

場所	主体	取組内容
北海道十勝地区	(財)十勝振興機構等	規格外小麦、トウモロコシ等からの燃料用エタノール製造とE3実証
山形県新庄市	新庄市	ソルガム(こうりゃん)からの燃料用エタノール製造とE3実証
大阪府堺市	大成建設、丸紅、大阪府	建築廃材からの燃料用エタノール製造とE3実証
岡山県久世町	三井造船	製材所端材からの燃料用エタノール製造実証
沖縄県宮古島	りゅうせき	サトウキビ(糖蜜)からの燃料用エタノール製造とE3実証
沖縄県伊江島	アサヒビール	サトウキビ(糖蜜)からの燃料用エタノール製造とE3実証

(総合資源エネルギー調査会 石油分科会石油部会 燃料政策小委員会「地球温暖化対策の推進とバイオ燃料の利用に関する政府の取組」を参考に作成)

3 課題

バイオエタノールの導入に当たっては、いくつかの問題点が挙げられている。

(1) 経済性

バイオエタノールは、ガソリンよりも割高である。1リットル当たりのコストを比較すると、ガソリンの27円(*)に対し、バイオエタノールは、輸入で30～50円と同等から約2倍であり、国産にいたっては100円～と約4倍以上にもなってしまう(表3参照)。これが即、供給価格となるわけではないにしても、当然に供給価格にも跳ね返る。このため、諸外国でも行われているような優遇税制や助成等の普及措置(表4参照)の検討が必要である。

また、法制度上利用可能なE3についても、その供給のためには、バイオエタノールとガソリンとを混合する必要があり、その混合充填設備等の流通インフラの施設整備に、最低でも3,500億円程度が必要と試算されており、利用が進んでいない。

* 精製所からの蔵出し価格(税抜、平成16年4月)

(表3) ガソリンよりも割高に

区分	ガソリン	区分	バイオエタノール
蔵出し	27円	輸入	30～50円
		国産	100円～

(1リットル当たり)

(総合資源エネルギー調査会 石油分科会石油部会 燃料政策小委員会「第二次中間報告書」より作成)

(表4) 諸外国の普及措置

- 米国
 - ・ 連邦政府によるバイオエタノール生産への補助プログラムとして助成制度
 - ・ エタノールに対する連邦ガソリン税の軽減
- ブラジル
 - ・ 公共機関向け輸送業者のエタノール専用車両の購入に対する税控除、産業製造税の軽減

(再生可能燃料利用推進会議 第1回検討会資料「バイオエタノールの海外状況等について」より作成)

(2) 供給面

国内ガソリンの年間消費量6,000万キロリットルについて、E3に置き換えた場合に必要となるバイオエタノールの量は、180万キロリットルにもなる。これは、世界貿易量300万キロリットルの6割にもなる巨大需要である。

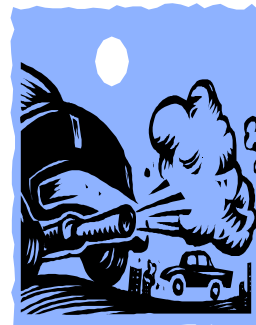
輸入先についても、バイオエタノール生産二大国のブラジル及び米国のうち、輸出余力の関係からブラジル一国に限られてしまう。また、バイオエタノールの原料となっているサトウキビの価格が、天候不順による不作や砂糖市況の影響も受けることや、砂糖及びバイオエタノールの市況により、どちらを生産するか判断されるという供給量の変動要因もあり、供給及び価格の安定化を図るためには、長期契約等の対応が必要となる。

(3) 環境面

含酸素化合物であるバイオエタノールをガソリンに混合すると、排気ガス中のCO₂、HC(炭化水素)が減少する半面、NO_x(窒素酸化物)、アルデヒド、エバポエミッション(*)が悪化する傾向にあり、自動車に空燃比を調整する制御機構等の搭載が必要である。

* 燃料蒸発ガス。

燃料タンクなど燃料系から蒸発して大気中に放出される燃料の蒸気。

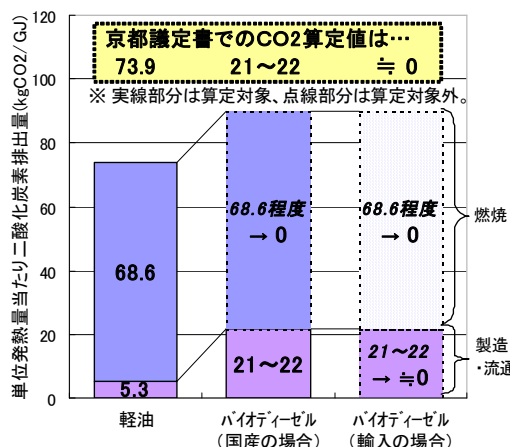


4 その他のバイオマス燃料（バイオディーゼル）

バイオエタノールのほか、植物性資源等を原料として製造されるバイオマス燃料としては、「バイオディーゼル（BDF）」がある。バイオマス由来の油脂（菜種油、大豆油、パーム油等）をメチルエステル化した脂肪酸メチルエステルを製造し、軽油の代替燃料として実用化が進められている。

このバイオディーゼルも、「カーボンニュートラル」であり、「再生可能で枯渇しない燃料」である。

（図3）CO₂の排出量



（総合資源エネルギー調査会 石油分科会石油部会 燃料政策小委員会「第二次中間報告骨子（案）」より作成）

（表5）コスト比較

区分	軽油	区分	バイオディーゼル
蔵出し	30円	輸入	38~91円
		国産	72~87円

（1リットル当たり）

※ 国産の場合の原料は、廃食用油を想定して試算している。国産菜種を使った場合には、生産コストは500円/リットルにも跳ね上がる。
（総合資源エネルギー調査会 石油分科会石油部会 燃料政策小委員会「第二次中間報告書」より作成）



★ 京都市の取組

京都市では、平成9年11月から、家庭から出る廃食用油を年間13万リットル回収し、バイオディーゼル燃料の原料として生成し、ごみ収集車220台に利用するとともに、平成12年4月からは、一部の市営バス80台に混合率20%のB20燃料を利用し、年間150万リットルのバイオディーゼル燃料を使用することにより、同量の軽油の使用により発生する年間推定約4,000トンのCO₂削減を実現している。

バイオマス・ニッポン総合戦略

平成15年12月、政府は石油代替で環境に優しいバイオマス燃料を推進する「バイオマス・ニッポン総合戦略」を策定、自動車用燃料としての利用を進めるためのバイオマス化研究が、国策としても進められている。

★ 原料となる様々なバイオマス

☆ 廃棄物系バイオマス

- ・ 廃棄される紙
- ・ 家畜排せつ物
- ・ 食品廃棄物
- ・ 建設発生木材、製材工場残材
- ・ 黒液（パルプ工場廃液）
- ・ 下水汚泥、し尿汚泥

☆ 未利用バイオマス

- ・ 稲わら、麦わら
- ・ もみ殻
- ・ 林地残材（間伐材、被害木等）

☆ 資源作物

- ・ 飼料作物
- ・ でんぷん系作物 等

脱法ドラッグ対策

平成17年4月、東京都では全国に先駆け脱法ドラッグを規制する「東京都薬物の濫用防止に関する条例」を制定、青少年を中心とした都民を守る対策に乗り出した。一方、インターネット等広域販売については都の対応に限界もあり、法改正による実効性ある規制や息の長い薬物乱用防止教育が求められている。

1 若者を中心とした脱法ドラッグの浸透

脱法ドラッグは、錠剤や瓶入りの液体という形をとり、数千円で売買されている。繁華街の路上や「クラブ」、アダルトショップ、インターネットなどで簡単に手に入る。

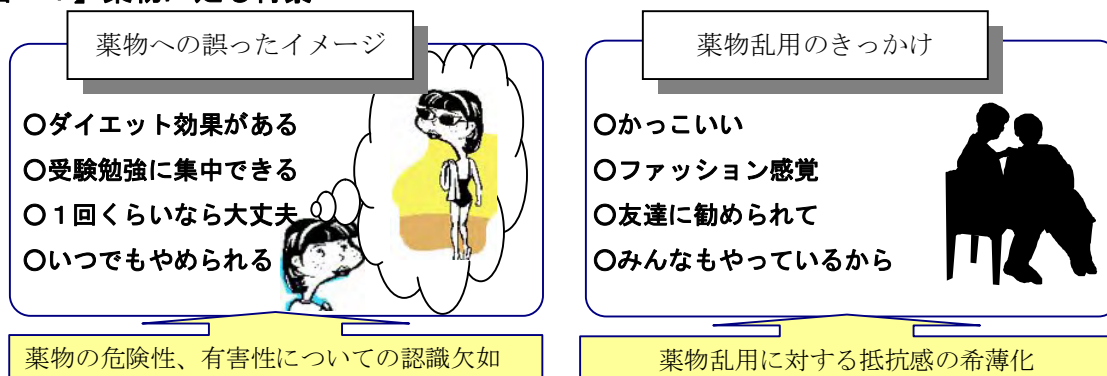
薬物の危険性や有害性についての誤った認識や、薬物乱用に対する抵抗感の希薄化などから（図-1）、10～20代を中心に広がりを見せている。

現在では、100種類以上の薬物が出回っているといわれ、麻薬等へのゲートウェイドラッグ（入門薬）としての側面や乱用による脳障害や精神障害など、その影響は深刻である。

昨年7月にはインターネット購入による3種類の薬物を飲み、同居女性を刺殺したとして、東京都内の20歳代の男性が殺人容疑で逮捕されるなど、犯罪に結びつくことも多い。

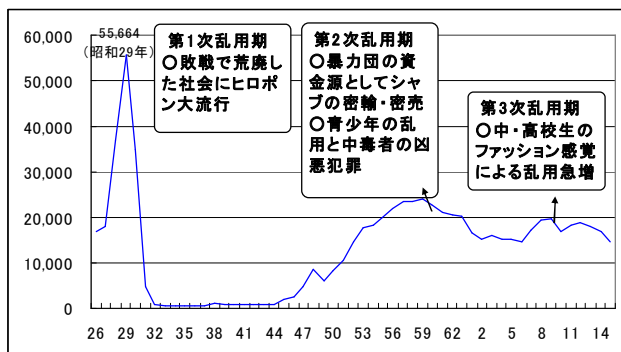
覚せい剤等事犯の検挙人員は減少しているものの（図-2、3）、MDMA等の錠剤型合成麻薬のそれは増加しており、内10～20代が7割を占めている（16年度上期警察庁）。

【図-1】薬物に走る背景

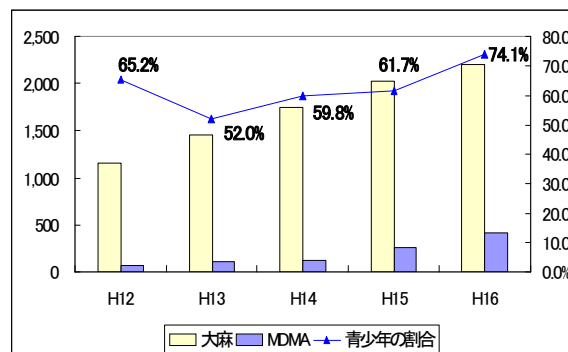


資料：神奈川県警 HP、警視庁 HP

【図-2】覚せい剤事犯検挙人員の推移



【図-3】大麻及びMDMA等合成麻薬事犯の検挙人員

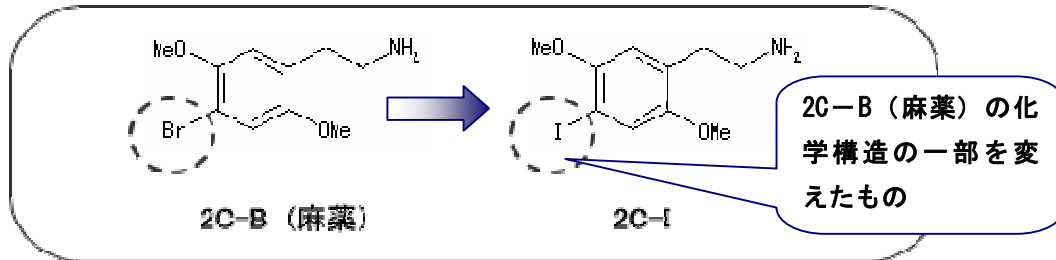


出典：警察庁「薬物情勢」各年版より作成

脱法ドラッグは、麻薬の化学構造の一部を変えたり（デザイナーズドラッグ）（図－4）、芳香剤や研究用試薬などと用途を詐称して巧みに法規制を逃れている。

また麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、個別に成分指定する現行の取締り方法では、科学的な分析・評価など麻薬指定するまでに概ね2～3年程度と長時間を要し、その間次々に新しい脱法ドラッグが登場し、規制が追いつかないのが現状である。

【図－4】 デザイナーズドラッグの一例



資料：東京都福祉保健局

2 都の規制対策

こうした薬物の乱用拡大・深刻化など社会的状況を背景として、世界有数の繁華街を抱える大都市としての必要性から、都は、全国に先駆け脱法ドラッグを規制する「東京都薬物の濫用防止に関する条例」を制定した。

この条例では、現行法による規制は受けないが麻薬等と類似する精神作用を及ぼす薬物について、実効性ある規制を行ない、都民の健康と安全を守ることを目的としている。

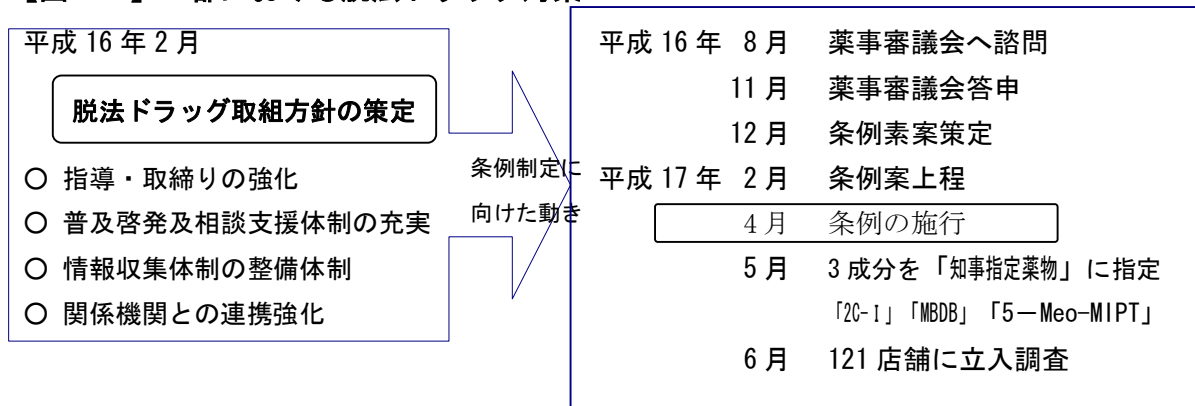
主な特徴は、①都と都民の責務を明確に位置づけ、②特に規制の必要なものを知事指定薬物として規制、③緊急時の勧告、④罰則(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)など。

知事指定薬物の指定に基づき、立入調査を実施、1週間程度で成分検査を行ない、必要な場合、警告、販売中止命令、罰則等を行なうことが可能である。

なお国の現行法と異なり、この条例では具体的な健康被害があった場合など、知事指定薬物の指定前であっても緊急時の対応として、製造、販売中止等を勧告することができる。

また、6月の立入調査では、121店舗中、41店舗は閉店、移転等、25店舗は脱法ドラッグの販売を取りやめており、根気強い試買調査、立入調査、普及活動などが一定の効果を上げたとも考えられる。

【図－5】 都における脱法ドラッグ対策



「東京都薬物の濫用防止に関する条例」(17.4.1 施行 ※規則・罰則は17.6.1 施行)

◇ 目的

- 薬物濫用から都民の健康と安全を守る
- 都民が平穩に安心して暮らせる健全な社会の実現を図る

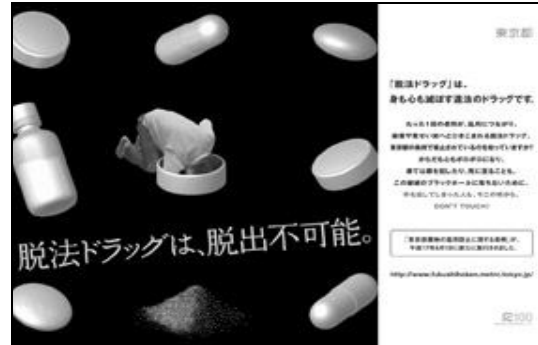
◇ 薬物乱用防止に関する基本的な施策
調査研究の推進、教育及び学習の推進、
監視指導体制の整備、国等との連携等

◇ 脱法ドラッグを知事指定薬物として指定
製造、販売、広告等を禁止
立入調査、警告、販売中止命令等を規定

◇ 東京都薬物情報評価委員会の設置

◇ 罰則

- 製造、販売、広告について中止等の命令に従わない場合、罰則を科する。
- 特に製造、販売については、直罰の規定がある。



「脱法ドラッグ」乱用防止ポスター

3 国の規制対策

(1) 現状

国においては、内閣総理大臣を本部長とする薬物乱用対策推進本部を設置し(平成9年1月)、平成15年7月、新たに「薬物乱用防止新五ヵ年戦略」を策定、厚生労働省、警察庁などを中心に総合的な取組を展開している。

具体的には、①脱法ドラッグの買上調査やインターネット監視を行い、②医薬品成分が検出された場合等には、薬事法に基づき販売中止を指導。③科学的根拠に基づいて依存性、精神毒性が確認されたものを麻薬に指定してきた(麻薬指定:143種類)(図一6)。

さらに、平成16年10月、いわゆる「脱法ドラッグ」に係る全国実態調査を実施。平成17年4月、5-Meo-DIPT(通称:ゴメオ)、AMTの新たな2成分について麻薬規制を開始するとともに、「駆け込み乱用」を防止するための立ち入り検査を実施した。

平成17年2月には、厚生労働省が、「脱法ドラッグ対策のあり方に関する検討会」を設置。5回程度開催し、10月を目途に対応策を取りまとめる予定である。

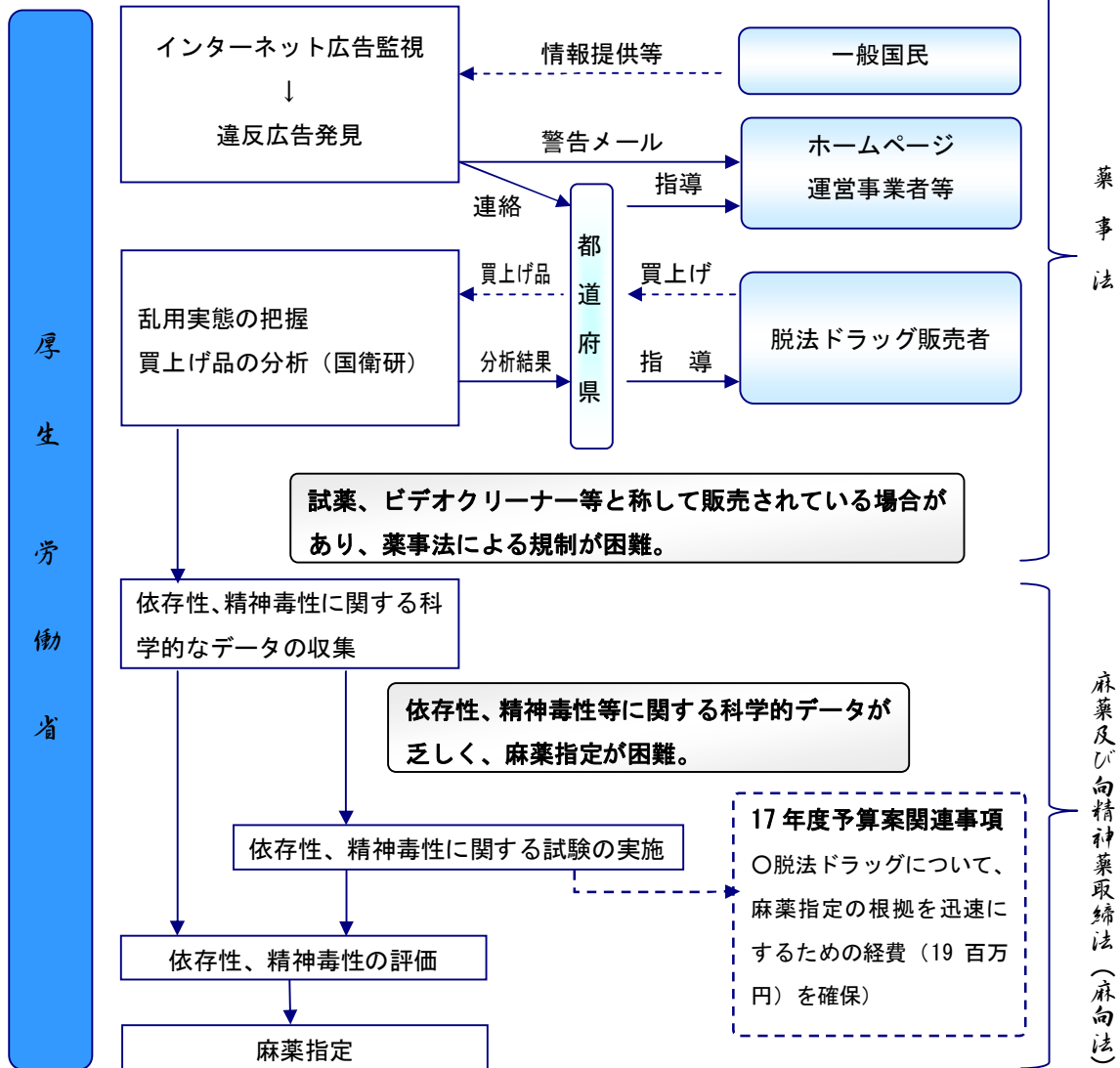
(2) 今後の方向性

平成17年6月 関東地方知事会から、東京都提案の『脱法ドラッグ対策の推進について』が決議事項として、国に対して提案・要望がなされた。

①インターネット販売など都内だけでは対応が困難な問題、②広域販売について都の条例施行後は、条例の効力の地域的限界に注目して、販売や使用等が都以外の地域へ移行して行われることの懸念から、全国レベルで確実に脱法ドラッグの規制が実施されるよう早期に法制化すべきであるとの内容である。

国においては、都の対策も踏まえ、上記検討会において、脱法ドラッグの麻薬指定の迅速化を図るため、薬物の目的性による指定や「疑い」段階での規制の可能性など、麻薬及び向精神薬取締法の改正等を視野にいれた検討を行なう方向である。

【図-6】 国の脱法ドラッグ対策の現状と問題点



資料：厚生労働省HP

4 多岐にわたる取組の重要性

条例制定、国の検討会設置など、規制の仕組みは整備されつつあるが、薬物乱用根絶に至る道のりは、未だ遠い。

国への一日も早い法改正への働きかけなど、売る側、流通させる側への規制とともに、「脱法ドラッグは心身に計り知れない有害な影響を与える、危険なものである」という、都民への普及啓発活動、青少年への教育など、息の長い取組が求められている。

平成17年、東京都が都内在学の中・高校生を対象に実施した、「万引きに関する青少年意識調査結果」において、麻薬や脱法ドラッグを『絶対にだめ』と回答する生徒が、昨年より2.1%増の93.9%であった。平成14年度から開始されている、学習指導要領に基づく実際的な教育や、種々の啓発活動などが有効に機能する証左とも言えよう。

また、脱法ドラッグに関するインターネット取引の規制は、青少年を有害情報から守る他の取組と同様に、フィルタリングソフトの導入やインターネット事業者への働きかけを行うなど、今後、一層各方面からの取組を強化する必要がある。

憲法改正の論議

－ 憲法調査会報告－

平成17年4月、衆参両院憲法調査会は、5年間の議論をまとめた最終報告書を賛成多数で議決し、両院議長に提出した。憲法施行から58年を迎え、国会の憲法改正に向けた論議は、新たな段階に入った。

1 国の動向

(1) 憲法調査会最終報告書における主な論点

憲法について広範かつ総合的に調査してきた衆参両院の憲法調査会が、最終報告書を提出した。下表のように、複数の論点について改正を是認する意見が多く述べられている。(多く述べられた意見、共通の認識、趨勢である意見はゴシックで表示)

	衆議院憲法調査会報告書	日本国憲法に関する調査報告書(参議院)
前文	我が国固有の歴史、伝統、文化などを明記すべきとの意見が多数 分かりやすい日本語に改めるべき等の意見が多数	歴史、伝統、文化など書かれるべき理念では見解が分かれた。
天皇	象徴天皇制の維持、元首である旨の明記不要、女性の皇位継承を認める意見が多数	象徴天皇制の維持。元首と明記すべきか否かは、意見が分かれた。
安全保障	戦争放棄の理念を堅持し、平和主義を維持すべきとの意見が多数 自衛権として必要最小限の武力の行使を認める意見が多数。自衛権・自衛隊と憲法規定に関して、憲法上の措置(位置付けの明確化又は法的統制)をとることを否定しない意見が多数	平和主義の堅持は共通の認識 戦力及交戦力の否認を定めた第2項の改正の可否は、意見が分かれた。 集团的自衛権の明記、及び国連の集団安全活動への参加については意見が分かれた。
権利・義務	環境権、知る権利・アクセス権、プライバシー権の明記は多数意見 国民の義務を増やすことの是非は意見が分かれた。	新しい人権(プライバシー権、環境権)の明記は趨勢である意見 国民の義務・責任規定を重視するか否かは意見が分かれた。
統治機構	違憲審査権の行使に司法が消極的であるため、憲法裁判所の設置、及びオンブズマン制度の導入が多数意見	憲法裁判所の導入は意見が分かれた。
地方自治	現行の地方自治規定を充実させるとの意見や道州制の導入を求める意見が多数	住民投票制の法定化や道州制の導入では、意見が分かれた。
改正	改正手続の要件緩和の是非は意見が分かれた。	改正要件の緩和では見解が分かれた。国民投票法制は維持すべきとの共通の認識
非常事態	現行憲法に存在しない非常事態に関する事項を規定すべきとの意見が多数	現行憲法には設けられていない緊急・非常事態に関する事項を新たに明記すべきか否かについては意見が分かれた。

(2) 主な論点についての政党の見解

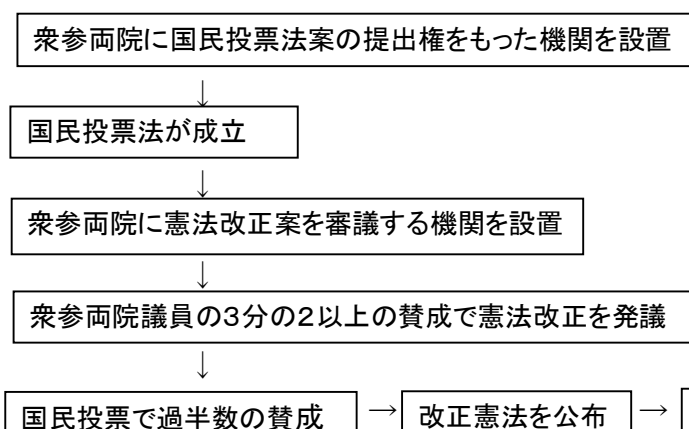
	姿勢	安全保障	権利・義務
自 民	改 憲	自衛のための戦力の保持、自衛権の行使規定を明記	知る権利、犯罪被害者の権利、環境権・環境保護の責務の明記。新しい責務の追加
民 主	創 憲	国連の集団安全保障への参加を規定。専守防衛の下、制約された自衛権の明確化	プライバシー権、環境権、知る権利(情報アクセス権)を明記
公 明	加 憲	自衛隊の存在明記は慎重に検討。戦争放棄と戦力不保持の原則は堅持	環境権と環境保護の責務、プライバシー権を明記
共 産	護 憲	違憲である自衛隊は段階的に解消。第9条に反する日米安保条約も破棄	プライバシー権、知る権利は既に現行憲法の人権条項で保障されている。

年表	国際社会	日本	自衛隊海外活動実績 (PKO)
平成3年 1月	湾岸戦争	国際平和協力法施行 周辺事態安全確保法施行	H4 カンボジア
4年 8月			H6 モザンビーク
11年 8月	米国、同時多発テロ	テロ対策特措法施行	H8 ゴラン高原
13年 9月			H11 東ティモール
13年 11月			H16 イラク
15年 3月	イラク戦争		

(3) 今後の見通し

自民、公明、民主の三党は、衆議院憲法調査会を衣替えし、国民投票法案を審議する憲法調査委員会を設置することで合意し、6月中旬に国会法改正を行う方針(6.19 報道)。

【改正手続の流れ】



政党の動き

17年
 6月 民主党、憲法提言を発表予定
 11月 自民党、改憲草案を発表予定
 18年～ 民主党、改正案を発表
 公明党、憲法改正への考え方を発表予定

2 地方自治に関する動き

地方自治の本旨(第92条)は、住民自治と団体自治の2つの要素からなる。法律の範囲内で条例を制定することができる。(第94条)

(1) 地方自治に関する政党の意見

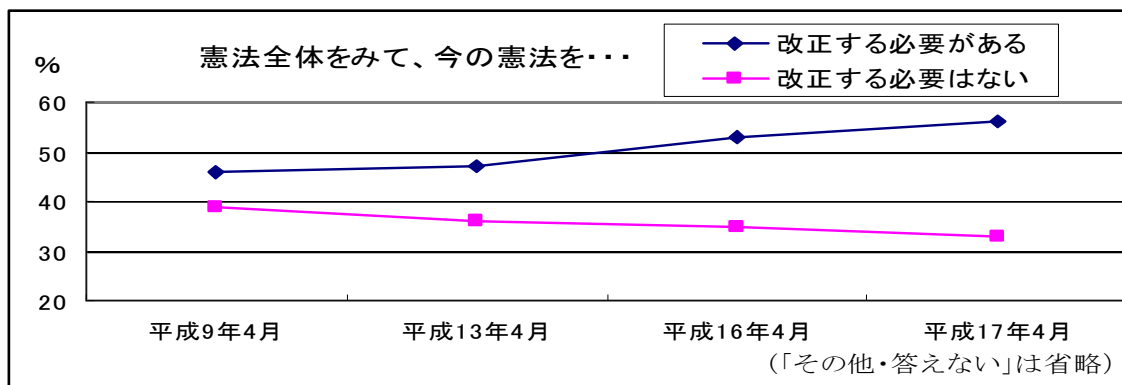
自民 (小委員会要綱) 平成 17 年 4 月 4 日	民主 (憲法提言のための中間的な報告) 平成 17 年 4 月 25 日	公明 (論点整理) 平成 16 年 6 月 16 日
住民自治と団体自治を基本とする地方自治の本旨に基づいて定める。 地方自治体は、基礎自治体及び広域自治体とする。 地方自治体は、法律の範囲内で条例により地方税を課することができる。	身近な行政は基礎自治体に配分 地方政府の多様性承認 国と地方の権限配分の明確化 財政自治権・課税自主権の確立	国が地方自治体・住民の意思尊重、地方自治体の自立と責任の原則、財政的自立を明確にする等の規定が必要 基礎的自治体の機能強化

(2) 地方団体の動き

全国知事会は、地方自治に関する憲法見直しの基本的考え方を検討・整理する憲法問題特別委員会（委員長：西川福井県知事）を 5 月 24 日開催した。国と地方の役割分担や道州制を含めた自治体の在り方について検討し、国会等に提言する。憲法についても、新しい時代の地方自治の拡充、推進を求める意見がある。

3 全国世論調査の結果(平成 17 年 5 月 3 日:朝日新聞)

調査は、4 月 25 日、2 日の両日、全国の有権者 3000 人を対象に実施した。



4 主要国の改憲手続等(参考:平成 17 年 4 月 21 日読売新聞・平成 17 年 5 月 3 日:毎日新聞)

	改憲の発議	国民投票	改正(制定)
米	請求:上下院2/3又は全州議会の2/3の賛成 承認:全州議会又は州の憲法会議の3/4の賛成	なし	18回 (1787年)
仏	2院の過半数の賛成と両院合同会議で3/5の賛成	有(両院合同会議が招集されれば、実施しない。)	18回 (1958年)
独	2院の2/3の賛成	なし	51回 (1949年)
伊	2院が3月以上間隔をあけて2度審議、それぞれ過半数の賛成	任意実施、2度目の審議で2院の2/3が賛成なら実施しない。	14回 (1947年)